

(証券コード 1810)
2021年6月8日

株 主 各 位

東京都中央区新川一丁目17番22号

松井建設株式会社

取締役社長 松 井 隆 弘

第92期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第92期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年6月28日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使（書面の場合は到着）いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月29日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区新川一丁目17番22号 当社本店 9階会議室
3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第92期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第92期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 監査役1名選任の件
第3号議案 補欠監査役2名選任の件

以 上

新型コロナウイルスの感染拡大防止及び株主様の安全確保のために、株主様には可能な限り書面又はインターネットによる議決権の事前行使をお願い申し上げます。株主総会にご来場される株主様におかれましては、流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.matsui-ken.co.jp/>) に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。なお「連結注記表」及び「個別注記表」は、会計監査人が会計監査報告書を、監査役が監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
 3. 本通知の添付書類及び株主総会参考書類について、修正事項が生じた場合はインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.matsui-ken.co.jp/>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

1. 株主総会にご出席いただく場合



議決権行使書用紙を会場の受付にご提出ください。

なお、代理人によるご出席の場合は、議決権を有する他の株主の方1名を選任し、委任状と本人及び代理人の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

2. 株主総会にご出席いただけない場合

①郵送



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上、ご返送ください。

議決権行使期限：2021年6月28日(月曜日) 午後5時30分到着分まで

②インターネットによる議決権行使の場合



1. 「スマート行使」による方法

同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンにてお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスした上で、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。

2. ID・パスワード入力による方法

議決権行使ウェブサイト▶ <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/> において、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。

議決権行使期限：2021年6月28日(月曜日) 午後5時30分まで

インターネットによる議決権行使のご案内

1. 「スマート行使」による方法



同封の議決権行使書用紙右片に記載の「QRコード」*をスマートフォン等で読み取り、当社指定の「スマート行使」ウェブサイトへアクセスしていただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください（議決権行使コード（ID）及びパスワードのご入力不要です）。「スマート行使」による議決権行使は1回に限らせていただきます。議決権行使後に賛否を修正される場合は、下記2.の方法により再度ご行使いただく必要があります。

2. 「議決権行使ウェブサイト（議決権行使コード（ID）・パスワード入力）」による方法



<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

スマートフォンによる議決権行使は、「QRコード」*を読み取り、議決権行使ウェブサイトへアクセスすることも可能です。



当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（上記URL）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙右片の裏面に記載の議決権行使コード（ID）及びパスワードにてログインのうえ、画面の案内に従って賛否をご入力ください。なお、パスワードは初回ログインの際に変更していただく必要があります。

議決権行使コード（ID）及びパスワード（株主様に変更されたものを含みます）は、株主総会の都度、新たに発行いたします。

パスワードは、ご行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので大切にお取り扱いください。パスワードを当社（株主名簿管理人）よりおたずねすることはありません。

パスワードは一定回数以上連続して誤ったご入力をされると使用できなくなります。その場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

お問い合わせ先

ご不明点は、株主名簿管理人である **みずほ信託銀行(株)証券代行部**（下記）までお問い合わせください。

「スマート行使」「議決権行使ウェブサイト」の
操作方法等に関するお問い合わせ先

上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先

フリーダイヤル **0120-768-524**
(平日9:00~21:00)

フリーダイヤル **0120-288-324**
(平日9:00~17:00)

※書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

※「QRコード」は(株)デンソーウェーブの登録商標です。

以上

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、個人消費は低迷しているものの、雇用者数等の動きは底堅く、設備投資は持ち直しの傾向が見受けられます。

建設業界におきましては、公共投資は堅調に推移しているものの、資機材価格の高止まり、次世代を担う後継者不足など、予断を許さない事業環境が続いております。

2021年3月に当社作業所で発生いたしました足場倒壊事故につきましては、株主の皆様をはじめ多くの方々にご迷惑とご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。本件の重大性に鑑み、全社をあげて再発防止策を確実に実行し、日々の安全衛生管理の徹底に取り組み、皆様からの信用回復に尽力してまいります。

このような状況のもと、当社グループの連結売上高は、前期比7.2%減の875億79百万円となりました。利益面につきましては、連結営業利益は前期比15.7%減の29億40百万円、連結経常利益は前期比13.9%減の32億89百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比12.0%減の22億52百万円となりました。

なお、事業別の状況は以下のとおりであります。

(建設事業)

建設事業につきましては、受注高は前期比1.4%減の801億56百万円で、完成工事高は前期比9.5%減の838億98百万円となりました。

主な受注工事は、(仮称)二階堂学園創立100周年記念体育館新営その他工事、高野町学びの交流拠点整備事業、(仮称)日野病院建替新築工事、國學院大學たまプラーザキャンパス若木21改修工事、築地本願寺佃島分院整備計画、気仙沼中央公民館災害復旧移転新築建築本体工事、金沢高等学校校舎建替工事(2期A、B工事)、医療法人真清会新川病院介護医療院新築工事、DPL岩手北上Ⅲ新築工事、総本山智積院国宝紙本金地著色桜楓図ほか10件美術工芸品保存活用整備事業展示・収蔵庫新築工事、環2築地虎ノ門トンネル仕上げ工事その2(2ー1環2築地・虎ノ門)等であります。

主な完成工事は、(仮称)清湘会東砂クリニック新築計画、医療法人青山会西条中央病院建替工事、新南ヶ丘病院(仮称)総合移転計画、中央区立阪本小学校改築及び阪本こども園(仮称)整備工事(建築工事)、十善会病院移転改築工事、(仮称)東部滋賀物流センター新築工事、仮称浦安市東野地区複合福祉施設建築工事、(仮

称) 中央区日本橋本町四丁目ホテル計画、名古屋第二赤十字病院日赤愛知災害管理センター棟増築工事、大本山總持寺祖院震災復興事業・山門及び香積台等保存修理工事、(仮称) ビジネスホテル美田園駅前新築工事等であります。

当連結会計年度における受注高、売上高及び繰越高は次のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	前連結会計年度 繰越高	当連結会計年度 受注高	当連結会計年度 売上高	次期連結会計年度 繰越高
建 築	87,977	78,078	81,988	84,067
土 木	1,818	2,078	1,909	1,986
建設事業計	89,796	80,156	83,898	86,054

(不動産事業等)

不動産事業等につきましては、売上高は前期比117.1%増の36億81百万円となりました。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は8億85百万円であり、その主なものは土地の取得(東京都小金井市)であります。

3. 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

4. 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の状況

区 分	第89期 (2017年度)	第90期 (2018年度)	第91期 (2019年度)	第92期 (当連結会計年度) (2020年度)
売上高 (百万円)	92,344	92,471	94,422	87,579
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	3,617	3,696	2,559	2,252
1株当たり当期純利益 (円)	118.53	121.10	83.85	73.79
総資産 (百万円)	78,709	70,774	68,655	74,425
純資産 (百万円)	36,135	38,326	39,124	42,527

② 当社の状況

区 分	第89期 (2017年度)	第90期 (2018年度)	第91期 (2019年度)	第92期 (当期) (2020年度)
受注高 (百万円)	98,428	101,827	81,788	81,189
売上高 (百万円)	91,712	90,128	94,051	84,941
当期純利益 (百万円)	3,658	3,445	2,645	2,014
1株当たり当期純利益 (円)	119.86	112.88	86.69	66.00
総資産 (百万円)	77,613	69,164	67,412	72,625
純資産 (百万円)	35,800	37,787	38,744	41,307

5. 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策等により、社会経済活動のレベルを引き上げていく中で、各種政策の効果や海外経済の回復もあって、景気は持ち直していくことが期待されます。

建設業界におきましては、感染症拡大の影響による先行き不透明感により、厳しい事業環境が続くことが予想されます。

このような経済情勢の中で当社グループは、社は「信用日本一」のもと、先端技術活用による生産性の向上、働き方改革・担い手確保といった対応にも積極的に取り組むつつ、的確な判断と速やかな対策の実施により、確かな品質とサービスを提供するとともに、安定した収益の確保に努め、お客様に選ばれ続ける企業グループを目指していく所存です。

また、企業の社会的責任を自覚し、コンプライアンスを徹底し、安心安全で豊かな社会の実現に貢献いたします。特に安全面に対しては、足場倒壊事故を発生させ、多くの方々に大変なご迷惑とご心配をおかけしたことを真摯に受け止め、全社をあげて安全対策の徹底を行い、二度と同じ事故を起こさないよう万全の対策を講じていく所存です。

株主の皆様には、今後とも格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

6. 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
松友商事株式会社	百万円 30	% 100	不動産事業及び建設 資材販売事業
松井リフォーム株式会社	50	100	建設事業

(注) 当社の連結子会社は上記の2社であり、持分法適用会社はありません。

7. 主要な事業内容

当社グループは、建設事業及び不動産事業等を主な事業としております。

主な事業会社である当社は、建設業法により特定建設業者（(特-1)第3354号）として国土交通大臣許可を受け、土木・建築並びにこれらに関連する事業を行っております。

また、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者（(5)第5639号）として国土交通大臣免許を受け、不動産に関する事業を行っております。

8. 主要な営業所等

① 当社の主要な営業所

本店 東京都中央区新川一丁目17番22号

支店 東京支店（東京都中央区）

東北支店（宮城県仙台市）

北陸支店（石川県金沢市）

名古屋支店（愛知県名古屋）

大阪支店（大阪府大阪市）

九州支店（福岡県福岡市）

② 子会社

松友商事株式会社（東京都中央区）

松井リフォーム株式会社（東京都中央区）

9. 使用人の状況

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前期末比増減
建設事業	726名	6名減
不動産事業等	10名	—
全社（共通）	32名	—
合計	768名	6名減

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
741名	8名減	44.6歳	18.6年

II. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 100,000,000株
2. 発行済株式の総数（普通株式） 30,580,000株
（自己株式59,138株を含む）
3. 株主数 2,971名
4. 大株主

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,594 ^{千株}	5.22 [%]
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,503	4.92
株 式 会 社 北 陸 銀 行	1,503	4.92
株 式 会 社 大 垣 共 立 銀 行	1,429	4.68
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,006	3.30
松 井 建 設 従 業 員 持 株 会	976	3.20
株 式 会 社 松 井 興 産	935	3.06
公益財団法人松井角平記念財団	850	2.78
東京海上日動火災保険株式会社	770	2.52
みずほ信託銀行株式会社	764	2.50

（注）持株比率は自己株式（59,138株）を控除して計算しております。

III. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等（2021年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	松 井 隆 弘	執行役員社長
取 締 役	白 井 隆	執行役員副社長
取 締 役	小 林 明	専務執行役員東京支店長
取 締 役	鎌 田 洋 次	常務執行役員建設本部長
取 締 役	片 山 剛	常務執行役員営業本部長
取 締 役	堀 博 之	執行役員管理本部長
取 締 役	鈴 木 博 光	執行役員経営本部長兼人事部長
取 締 役	長谷川 浩 市	執行役員営業本部営業担当
取 締 役	鈴 木 裕 子	弁護士
取 締 役	加 藤 芳 之	正和商事株式会社代表取締役会長 株式会社イマオコーポレーション社外監査役
常 勤 監 査 役	大 井 川 清	
監 査 役	山 口 素 子	公認会計士、税理士
監 査 役	石 坂 文 人	

- (注) 1. 取締役鈴木裕子氏及び加藤芳之氏は、社外取締役であります。
2. 監査役山口素子氏及び石坂文人氏は、社外監査役であります。
3. 監査役大井川清氏は、当社の取締役管理本部長を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役山口素子氏は、公認会計士、税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役鈴木裕子氏、加藤芳之氏及び監査役山口素子氏、石坂文人氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
6. 2021年3月31日をもって、監査役田畑孝之氏は健康上の理由から退任し、補欠監査役石坂文人氏が監査役に就任いたしました。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、被保険者が会社役員等として業務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役、監査役及び重要な使用者であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

4. 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の報酬等の額又はその算定方法の決定方針に関する事項

取締役報酬等は、代表取締役が、取締役の報酬等に関する手続きの透明性・公正性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的として設置された特別人事委員会に諮問し、取締役会において決定しております。

取締役の報酬等については、固定報酬のほか、業績連動報酬を採用しております。業績連動部分については、会社の業績見込み、従業員の給与水準を勘案し、併せて、定性的な個人の業績評価を加味して報酬等を算定しております。

取締役の報酬等は、その支給割合を固定報酬が70%前後、業績連動報酬が30%前後と定め、算出に際しては代表取締役が本人を除く取締役に対し「経営能力(前年度の実績・担当組織の成果・経営計画の進捗状況等)」「リスク管理能力」「リーダーシップ・識見」の各項目について定性的評価を実施し、これを特別人事委員会にて協議決定しております。なお、代表取締役については社外取締役が評価しております。特別人事委員会にて協議決定された評価に基づき取締役報酬案が作成され、取締役会に諮り決定しております。評価項目については、担当職務の業績、成果のみならず、コーポレート・ガバナンス体制の強化に資する人物であることを重視しております。また、役位別や個人別に異なる指標等は用いておりません。なお、当事業年度においては、2020年6月2日開催の特別人事委員会にて協議決定された評価に基づき取締役報酬案が作成され、同年6月26日開催の取締役会に諮り、同案は決議されております。

社外取締役及び社外監査役を含む監査役の報酬については、固定報酬に一本化しております。

取締役及び監査役の報酬等については、2006年6月29日開催の第77期定時株主総会において、取締役の報酬等の総額を年額2億50百万円以内、監査役の報酬の総額を年額40百万円以内として決議しており、その範囲内で設定しております。当該定時株主総会終結時点での取締役の員数は9名、監査役の員数は4名となっております。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、特別人事役員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の員数
		固定報酬	業績連動報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	191,460千円 (10,008千円)	129,948千円 (10,008千円)	61,512千円 (-)	13人 (3人)
監査役 (うち社外監査役)	17,691千円 (6,480千円)	17,691千円 (6,480千円)	-	4人 (2人)
計	209,151千円	147,639千円	61,512千円	17人

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 上記の取締役、社外取締役、監査役、社外監査役の報酬額及び員数には、

2020年6月26日開催の第91期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました取締役3名（うち社外取締役1名）、監査役1名、2021年3月31日に退任いたしました社外監査役1名を含んでおります。

5. 社外役員に関する事項

(1) 取締役 鈴木 裕子

- ① 他の法人等との兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況
13回の取締役会の内11回に出席し、弁護士としての専門的見地により、取締役会において活発な審議に積極的に参画すると共に、意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。また、特別人事委員会委員として活発な審議に参画しております。
- ④ 社外役員が子会社から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

(2) 取締役 加藤 芳之

- ① 他の法人等との兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況
2020年6月の就任以降に開催された11回の取締役会全てに出席し、主に金融機関で培われた経営経験から取締役会において活発な審議に積極的に参画すると共に、意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。また、特別人事委員会委員長として審議の充実等主導的な役割を果たしております。
- ④ 社外役員が子会社から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

(3) 監査役 山口 素子

- ① 他の法人等との兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況
13回の取締役会及び12回の監査役会全てに出席しております。公認会計士及び税理士としての専門的見地から、取締役会においては、意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会においては、監査の方法、監査結果についての意見交換及び重要事項の協議等を行っております。
- ④ 社外役員が子会社から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

(4) 監査役 石坂 文人

- ① 他の法人等との兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

- ③ 当事業年度における主な活動状況
2021年3月に就任後、当該事業年度に開催された取締役会及び監査役会はありませんが、監査の方法について各監査役と情報共有を図っております。
- ④ 社外役員が子会社から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。
- (5) 監査役 田畑孝之
 - ① 他の法人等との兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
 - ② 他の法人等の社外役員等の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
 - ③ 当事業年度における主な活動状況
2021年3月31日退任までの当該事業年度に開催された13回の取締役会の内9回及び12回の監査役会の内8回に出席しております。主に金融機関で培われた経験や見識から、取締役会においては、意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会においては、監査の方法、監査結果についての意見交換及び重要事項の協議等を行っております。
 - ④ 社外役員が子会社から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

V. 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2. 会計監査人に支払うべき報酬等の額

(1) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

38,900千円

会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、前年度の会計監査人の監査体制、リスク認識と監査重点項目、監査の方法、内容、結果が相当であったかどうかの検証を行った結果を踏まえ、会計監査人の前年度の監査実績を分析・整理し、前年度及び新年度の監査計画を比較衡量のうえ、会計監査人から提出された報酬見積りの内容の妥当性を検証いたしました。

なお、当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額を記載しております。

(2) 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

38,900千円

3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人に会社法第340条第1項各号に該当する行為があったと判断した場合、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、その旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会で報告いたします。

また、会計監査人の職務の遂行に関する事項の整備状況等を勘案して相当と判断した場合に、解任、不再任の決定を行う方針です。

VI. 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制

当社の業務の適正を確保するための体制は、次のとおりであります。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社の内部統制システム構築において、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守、並びに資産の保全という内部統制の目的達成のため、企業理念に基づく企業行動憲章を定め、役職員全てへの浸透を図る。
 - ② 企業行動憲章を基に制定したコンプライアンス行動指針に則り、コンプライアンス体制の維持、向上を図る。その施策として、コンプライアンス委員会によるコンプライアンス推進に関する方針に基づき、各部門により教育・啓蒙を行う。また、「公益通報者保護管理規定」に基づき設置した「企業倫理・法令遵守ホットライン」による内部通報制度を維持する。
 - ③ 業務執行部門から独立した監査部が、業務監査の一環として内部監査を実施する。
 - ④ 一切の反社会的勢力を排除し、あらゆる不法・不当要求行為に対しては断固としてこれを拒否し、関係遮断を徹底する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 取締役の職務の執行に係る重要情報については、文書化し「文書取扱規定」に従い、適切に保存及び管理を行う。
 - ② 取締役の職務の執行に係る情報・文書を取締役及び監査役が常時閲覧可能な体制をとる。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 全社的にリスク管理が適切に行われているかを業務部門から独立した監査部が内部監査を通して行う仕組みを整備する。
 - ② 品質、安全、環境、災害、情報等、諸種のリスクについては、対応する部門・部署あるいは必要に応じて設ける委員会等により、リスクの未然防止や再発防止等を行う体制を整備する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。
 - ② 経営に影響を及ぼす重要事項については、多面的な検討を経て慎重に決定するよう、「経営会議」にて事前審議のうえ、取締役会において審議決定する。
 - ③ 執行役員制度を導入し、経営の活性化と迅速な意思決定及び機動性と効率性を高めている。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ① 前各号における施策は、松井建設グループの企業集団としての業務の適正と効率性を確保するため、グループ会社の全てを網羅的、総括的に捉え構築する。
 - ② 事業運営については、「関係会社管理規準」に基づき、グループ会社の重要事項の決定に関して当社への事前協議及び報告を求める。その他、必要に応じて当社の役員又は従業員をグループ会社の取締役又は監査役として派遣する。

- ③ グループ会社は、「関係会社管理規準」に基づき業績、財務状況については定期的に、その他重要な事項はその都度報告する。
- ④ グループ会社の財務報告を適正に行うため、現行の業務プロセス及び評価・監査の仕組みが適正に機能することを検証するとともに必要な是正を行い、財務報告の適正性を確保する。
- ⑤ 監査部は、必要に応じてグループ会社を監査する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ① 監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことの要請があった場合には、その期間において専任の補助使用人（以下「監査役担当」）を任命する。
 - ② 監査役担当の人事異動等については、監査役会の事前の同意を得ることとする。
 - ③ 監査役担当は、他の業務を兼務することなく監査役の直接指揮のもと職務を遂行する。
- (7) 当社の取締役及び使用人、並びにグループ会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 当社の取締役及び使用人、並びにグループ会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社及びグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、不正若しくは法令・定款に違反する事項その他重要事項については適宜、発見次第速やかに監査役へ報告する。また、監査役は必要に応じて、当社の取締役及び使用人、並びにグループ会社の取締役、監査役及び使用人に対して報告を求めることができる。
 - ② 当社は、前項の監査役への報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として、不利益な取り扱いをすることを禁止し、その旨を当社及びグループ会社の取締役、監査役及び使用人に周知徹底する。
 - ③ 監査役の職務の執行について生じる費用又は債務は、監査役からの請求に基づき、速やかに処理する。
 - ④ 代表取締役と監査役は、定期的に会合の機会を持ち、監査役監査の状況や監査上の重要課題等について意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
 - ⑤ 会計監査人及び監査部と監査役は、定期的に会合の機会を持つ等、適切な連携体制をとる。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、上記1に掲げた内部統制の施策に従い、基本方針に則った具体的な取組みとして、監査部が継続的に確認、調査を実施しており、その結果は経営会議へ適宜報告しており、必要に応じた是正措置や見直しを行っております。

主な運用状況は次のとおりであります。

(1) コンプライアンス、リスク管理体制

当社の定める企業行動憲章に基づき制定した「コンプライアンス行動指針」及び「就業規則」、「コンプライアンス体制に関する規定」を定め、法令違反、不正行為等が未然に防止される或いは早期発見される体制を整備しております。また、「公益通報者保護管理規定」の定めに従い、社内外からの公益通報に関する相談窓口を設け、直接連絡できる体制を整備しております。

(2) 内部統制システム全般

整備、運用状況について監査部が継続的にモニタリングし、改善を行っております。また「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を行っております。

(3) 監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

監査役は、取締役会、経営会議等の重要会議に出席し、担当部署からの報告を受け、重要情報や問題点を共有することで監査の実効性向上を図っております。また、会計監査人及び監査部等の内部統制に係る部門と必要に応じて情報交換を行い、当社の内部統制システム全般をモニタリングし、より効率的な運用に資するための助言を行っております。

Ⅶ. 株式会社の支配に関する基本方針

会社法施行規則第118条第3号に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」の概要は次のとおりです。

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

上場会社である当社の株式は、株式市場を通じて多数の株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案又はこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様のご自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、このような株式の大規模な買付や買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討するための、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、不適切なものも少なくありません。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係等を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならぬと考えています。

従いまして、当社は、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業

の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

2. 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

(1) 企業価値向上への取組み

当社は、総合建設業を営み1586年（天正14年）の創業以来430余年の社歴を有しています。“質素で堅実な企業風土を守り、地道に本業に取組む”経営姿勢を貫き、積み重ねてきた幾多の施工実績と健全な企業体質により、顧客・取引先及び従業員等のステークホルダーとの間に築かれた良好な関係を維持、促進することは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させ、上記1に記載した基本方針の実現に資するものと考え、以下の施策を実施しております。

- ① 安定した工事量と収益源の確保
- ② 工事情質の向上とコストの低減
- ③ 社寺建築技術の継承
- ④ 不動産事業等の拡充
- ⑤ 企業体質の強化、財務の健全化
- ⑥ 社会的信頼の向上

(2) コーポレート・ガバナンスの強化の取組み

当社は、あらゆるステークホルダーと適切な関係を維持するためにコーポレート・ガバナンスを充実することは、中長期的な企業価値の向上ひいては株主共同の利益の向上に資すると考えており、経営の最重要課題の一つと位置付けております。このため、取締役会の運営においては、社外取締役を選任し、経営の透明性、公正性及び効率性を確保することに努めております。

当社は、監査役会設置会社として独立性の高い社外監査役を含めた監査役の監査により、経営の実効性を高め、取締役会の意思決定の監視・監督機能の強化を図っております。また、リスク管理や内部統制システムの整備等を通じて内部管理体制の強化に努め、企業行動憲章及びコンプライアンス行動指針に基づいた健全な企業活動を推進し、ガバナンスの充実を図っております。

さらに、コンプライアンス体制の強化を目的に、法令遵守や社内の啓蒙活動を行う機関としてコンプライアンス委員会を設置しております。

(3) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、上記1に記載した基本方針の実現に資する取組みとして、2019年6月27日開催の当社第90期定時株主総会において、当社株式の大規模買付行為への対応策（以下「本プラン」といいます。）の継続について付議し、株主の皆様のご承認をいただいております。

本プランの概要は次のとおりです。

a. 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（以下かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）とします。

b. 独立委員会の設置

当社は、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社取締役会から独立した組織として3名以上を構成員とした独立委員会を設置しております。なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で独立した外部専門家等の助言を得ることができるものとします。また、独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することといたします。

c. 大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）の概要

① 意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為に先立ち、当社代表取締役に、大規模買付ルールに従う旨の誓約文言を含む意向表明書を日本語でご提出いただきます。

② 情報の提供

意向表明書をご提出いただいた大規模買付者には、当社に、株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報を日本語でご提供いただきます。なお、当社取締役会は、当初ご提供いただいた情報だけでは不十分と認めた場合には、最初に情報を受領した日から起算して60日を上限に、大規模買付者に対し追加的に情報のご提供を求める場合があります。

当社にご提供いただいた情報は、独立委員会に提出するとともに、株主の皆様のご判断に必要と認められる場合、その全部又は一部を公表します。

③ 当社取締役会による評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した日の翌日から起算して、対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式を対象とする大規模買付行為の場合は最長60日間、その他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

d. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

① 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。ただし、大規模買付ルールが遵守される場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断する場合には、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、例外的に会社法等の法律が認める対抗措置を決議し発動することがあります。

② 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置発動又は不発動を決議します。なお、ご提供いただいた情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守しないと認定することはいたしません。

③ 対抗措置発動について株主総会の開催を要請する場合

当社取締役会は、上記 d. ①及び②のいずれの場合においても独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、当該発動について株主総会の開催を要請する場合には、株主の皆様が発動の可否をご判断いただくためのご検討期間（以下「株主検討期間」といいます。）を最長60日間設定したうえで開催し、対抗措置の発動又は不発動は当該株主総会の決議に従います。

④ 本プランにおける対抗措置の内容

当社は、当社取締役会若しくは株主総会の決議に基づき発動する対抗措置は、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択します。

⑤ 大規模買付行為の開始

大規模買付者は、本プランに定める状況により、株主検討期間を設けない場合は取締役会評価期間の、また、株主検討期間を設ける場合は取締役会評価期間と株主検討期間を合わせた期間の経過後に大規模買付行為の開始ができるものとします。

⑥ 対抗措置発動の停止等

当社取締役会又は株主総会が対抗措置の発動を決定した後に当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回等を行った場合等、対抗措置の発動が適切でないと判断した場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当該対抗措置の発動の停止等を行うことがあります。

e. 本プランの有効期間、継続及び廃止

本プランの有効期間は、2019年6月27日開催の当社第90期定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会（2022年6月開催予定の当社第93期定時株主総会）終結の時までとします。

本プランは、有効期間内であっても、当社株主総会において本プランの変更又は廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で変更又は廃止されます。また、当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されます。

なお、当社取締役会は、本プランに関する法令等の新設又は改廃が行われ、反映することが適切である場合や語句の修正を行うことが適切な場合等、必要に応じて独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

3. 上記2の取組みが、上記1の基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の役員の地位の維持を目的とするものでないこと

上記2(1)及び(2)の取組みは、当社及び当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資する方策として実施されており、上記1の基本方針に沿うものと考えております。また、上記2(3)の取組みについては、上記1の基本方針に沿い株主の皆様利益に資するものであると考えており、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。また、経済産業省

に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

- (2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応ずるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

- (3) 株主意思を尊重するものであること

本プランは、2019年6月27日開催の当社第90期定時株主総会において本プラン継続に関する議案を付議し、ご承認をいただいておりますので、その継続について株主の皆様のご意思を尊重するものとなっております。また、本プラン継続後、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意思を尊重するものとなっております。

- (4) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記2(3)eに記載のとおり、本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により廃止することができるものとされております。また、当社は期差任期制を採用しておりません。

- (5) 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動についての決定は、上記2(3)b及びdに記載のとおり、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役及び社外有識者(経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、又はこれらに準ずる者)3名以上の委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重した上でなされるものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	48,417,807	流動負債	27,242,634
現金預金	16,604,894	支払手形・ 工事未払金等	16,035,425
受取手形・完成工事 未収入金等	24,815,500	未払法人税等	705,107
有価証券	3,000,000	未成工事受入金	8,290,124
未成工事支出金	2,345,149	完成工事補償引当金	279,793
販売用不動産	149	工事損失引当金	77,900
仕掛販売用不動産	813,893	賞与引当金	661,734
その他のたな卸資産	320,932	その他	1,192,551
その他	517,288	固定負債	4,654,665
固定資産	26,007,431	繰延税金負債	163,338
有形固定資産	14,482,150	退職給付に係る負債	3,632,372
建物・構築物	4,930,991	その他	858,954
機械・運搬具・ 工具器具・備品	213,603	負債合計	31,897,300
土地	9,061,269	純 資 産 の 部	
リース資産	252,214	株主資本	39,376,968
建設仮勘定	24,072	資本金	4,000,000
無形固定資産	221,870	資本剰余金	333,719
投資その他の資産	11,303,409	利益剰余金	35,070,018
投資有価証券	9,821,188	自己株式	△26,768
破産更生債権等	576,377	その他の包括利益累計額	3,150,969
退職給付に係る資産	849,847	その他有価証券評価差額金	3,522,332
その他	756,247	退職給付に係る調整累計額	△371,362
貸倒引当金	△700,250	純資産合計	42,527,938
資産合計	74,425,239	負債純資産合計	74,425,239

連結損益計算書

(自2020年4月1日 至2021年3月31日)

(単位:千円)

売 上 高		
完成工事高	83,898,062	
不動産事業等売上高	3,681,654	87,579,716
売 上 原 価		
完成工事原価	77,820,181	
不動産事業等売上原価	2,714,708	80,534,889
売 上 総 利 益		
完成工事総利益	6,077,880	
不動産事業等総利益	966,945	7,044,826
販売費及び一般管理費		4,103,854
営業利益		2,940,972
営業外収益		
受取利息及び配当金	291,264	
その他の	119,481	410,746
営業外費用		
支払利息	33,309	
支払手数料	16,691	
その他の	12,374	62,375
経常利益		3,289,343
特 別 利 益		
投資有価証券売却益	129,016	129,016
特 別 損 失		
減損損失	127,736	
投資有価証券評価損	41,855	169,591
税金等調整前当期純利益		3,248,767
法人税、住民税及び事業税	1,119,700	
法人税等調整額	△122,966	996,733
当 期 純 利 益		2,252,034
親会社株主に帰属する当期純利益		2,252,034

連結株主資本等変動計算書

(自2020年4月1日 至2021年3月31日)

(単位:千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2020年4月1日残高	4,000,000	333,719	33,581,006	△26,715	37,888,010
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△763,023		△763,023
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,252,034		2,252,034
自己株式の取得				△53	△53
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	1,489,011	△53	1,488,958
2021年3月31日残高	4,000,000	333,719	35,070,018	△26,768	39,376,968

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
2020年4月1日残高	2,203,892	△967,418	1,236,473	39,124,483
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△763,023
親会社株主に帰属する 当期純利益				2,252,034
自己株式の取得				△53
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	1,318,439	596,056	1,914,496	1,914,496
連結会計年度中の変動額合計	1,318,439	596,056	1,914,496	3,403,454
2021年3月31日残高	3,522,332	△371,362	3,150,969	42,527,938

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	46,780,959	流動負債	26,912,453
現金預金	15,862,286	支払手形	1,124,900
電子記録債権	95,475	電子記録債務	4,799,218
完成工事未収入金	24,878,462	工事未払金	9,879,650
有価証券	3,000,000	未払法人税等	657,538
未成工事支出金	2,616,255	未成工事受入金	8,249,503
その他	328,478	完成工事補償引当金	276,856
固定資産	25,844,305	工事損失引当金	77,900
有形固定資産	14,181,143	賞与引当金	658,000
建物・構築物	4,870,281	未払消費税等	689,286
機械・運搬具	31,842	その他	499,599
工具器具・備品	179,961	固定負債	4,405,570
土地	8,822,771	繰延税金負債	328,502
リース資産	252,214	退職給付引当金	3,218,113
建設仮勘定	24,072	その他	858,954
無形固定資産	221,570	負債合計	31,318,024
投資その他の資産	11,441,590	純資産の部	
投資有価証券	9,663,580	株主資本	37,845,131
関係会社株式	74,800	資本金	4,000,000
長期貸付金	130,601	資本剰余金	322,516
破産更生債権等	576,377	資本準備金	322,516
前払年金費用	984,651	利益剰余金	33,549,383
その他	711,831	利益準備金	677,483
貸倒引当金	△700,250	その他利益剰余金	32,871,900
資産合計	72,625,264	固定資産圧縮積立金	486,955
		別途積立金	29,784,000
		繰越利益剰余金	2,600,944
		自己株式	△26,768
		評価・換算差額等	3,462,108
		その他有価証券評価差額金	3,462,108
		純資産合計	41,307,239
		負債純資産合計	72,625,264

損 益 計 算 書

(自2020年4月1日 至2021年3月31日)

(単位:千円)

売 上 高		
完成工事高	83,368,282	
不動産事業等売上高	1,573,271	84,941,554
売 上 原 価		
完成工事原価	77,264,530	
不動産事業等売上原価	1,053,960	78,318,491
売 上 総 利 益		
完成工事総利益	6,103,752	
不動産事業等総利益	519,311	6,623,063
販売費及び一般管理費		4,031,539
営 業 利 益		2,591,524
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	289,536	
その他の	119,024	408,561
営 業 外 費 用		
支払利息	34,707	
支払手数料	16,691	
その他の	12,374	63,774
経 常 利 益		2,936,311
特 別 利 益		
投資有価証券売却益	129,016	129,016
特 別 損 失		
減損損失	127,736	
投資有価証券評価損	41,855	169,591
税引前当期純利益		2,895,736
法人税、住民税及び事業税	1,060,000	
法人税等調整額	△178,720	881,279
当 期 純 利 益		2,014,456

株主資本等変動計算書

(自2020年4月1日 至2021年3月31日)

(単位:千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金			
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		
				固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金
2020年4月1日残高	4,000,000	322,516	677,483	496,212	27,784,000	3,340,254
事業年度中の変動額						
別途積立金の積立					2,000,000	△2,000,000
固定資産圧縮積立金の取崩				△9,256		9,256
剰余金の配当						△763,023
当期純利益						2,014,456
自己株式の取得						—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	△9,256	2,000,000	△739,310
2021年3月31日残高	4,000,000	322,516	677,483	486,955	29,784,000	2,600,944

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
2020年4月1日残高	△26,715	36,593,751	2,151,168	38,744,920
事業年度中の変動額				
別途積立金の積立		—		—
固定資産圧縮積立金の取崩		—		—
剰余金の配当		△763,023		△763,023
当期純利益		2,014,456		2,014,456
自己株式の取得	△53	△53		△53
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	1,310,939	1,310,939
事業年度中の変動額合計	△53	1,251,380	1,310,939	2,562,319
2021年3月31日残高	△26,768	37,845,131	3,462,108	41,307,239

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月19日

松井建設株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 久保 隆 ㊟

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井尾 稔 ㊟

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、松井建設株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、松井建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月19日

松井建設株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 久保 隆 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井尾 稔 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、松井建設株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第92期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第92期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類・会計帳簿等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
 - (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月20日

松井建設株式会社 監査役会

常勤監査役	大井川清	㊟
社外監査役	山口素子	㊟
社外監査役	石坂文人	㊟

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、今後の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続していくことを基本方針としております。この基本方針と当期の業績を勘案し、次のとおり期末配当及びその他の剰余金の処分をさせていただきたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

普通株式1株当たり金15円

(うち、普通配当8円・特別配当7円)

総額457,812,930円

なお、中間配当金として8円をお支払しておりますので、当期の年間配当金は1株当たり23円となります。

(3) 剰余金の配当の効力発生日

2021年6月30日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 1,500,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 1,500,000,000円

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役石坂文人氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
もり 森 田 つね 庸 夫 (1954年4月29日生)	1978年4月 株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 2008年6月 株式会社みずほフィナンシャルグループ常務取締役内部監査部門長 2009年6月 同常勤監査役 みずほ証券株式会社監査役 2011年6月 株式会社みずほフィナンシャルグループ理事 みずほビジネスサービス株式会社代表取締役社長 2017年6月 カーリットホールディングス株式会社常勤監査役（社外） 日本カーリット株式会社監査役（社外） 現在に至る	0株
<p>社外監査役候補者とした理由 金融機関での長年の経歴と、企業の代表取締役社長並びに監査役を務めた経験を有しており、経営全般に関する知見や監査について豊富な経験と高度な識見に基づき、独立性のある立場から、客観的かつ公平に取締役の職務遂行を監査いただけるものと判断し、社外監査役候補者としております。</p>		

- (注) 1. 候補者は新任候補者であります。
2. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 候補者は、社外監査役候補者であります。
なお、当社は候補者を東京証券取引所の上場規則に定める独立役員として、同取引所に届け出る予定であります。
4. 本総会において候補者が選任された場合、当社は候補者との間で、会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、被保険者が会社役員等として業務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。本議案が原案通り承認された場合、候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

補欠監査役は石坂文人氏及び河野明氏の2名となりますので、補欠監査役が監査役に就任する順位は、石坂文人氏を第1順位、河野明氏を第2順位といたします。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	いし ぎか ふみ と 石 坂 文 人 (1947年1月1日生)	1970年4月 株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 1998年6月 同行取締役総合事務部長 2000年4月 同行常務取締役 2000年9月 株式会社みずほホールディングス常務執行役員 2002年4月 同社専務執行役員 2010年6月 株式会社第一興商常勤監査役（2014年6月退任） 2021年3月 当社社外監査役 現在に至る	0株
補欠の社外監査役候補者とした理由 石坂文人氏は、金融機関で培われた豊富な経験と高い知見を有しております。また、他社監査役のご経歴を有しており、当社の監査役としての職務を適切に果たし得る人材であると判断し、候補者としております。			

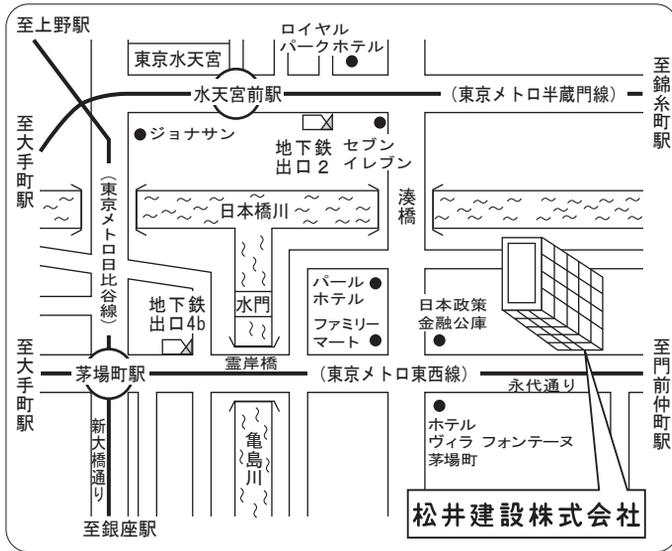
候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	こう の あきら 河 野 明 (1953年11月20日生)	1979年12月 監査法人第一監査事務所(現EY 新日本有限責任監査法人)入所 1983年3月 公認会計士登録 2002年7月 新日本有限責任監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人) 代表社員 2016年6月 新日本有限責任監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人) を定年退職 2016年6月 第一勸業信用組合理事(現任) 2016年9月 医療法人社団永生会監事(現 任) 現在に至る	0株
補欠の社外監査役候補者とした理由 河野明氏は、公認会計士として、企業の会計監査に従事され、財務・会計に関する 高度な見識と幅広い経験を有しており、当社の監査役としての職務を適切に果たし 得る人材であると判断し、候補者としております。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 石坂文人氏及び河野明氏は、補欠の社外監査役候補者です。
3. 石坂文人氏及び河野明氏が社外監査役に就任された場合、当社は候補者との間で、会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、被保険者が会社役員等として業務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
5. 本総会の終結の時をもって、石坂文人氏の当社社外監査役の在任期間は3か月となります。

以 上

定時株主総会会場ご案内図

【会場】 東京都中央区新川一丁目17番22号
 当社本店 9階会議室



【最寄り駅】 東京メトロ日比谷線・東西線
 茅場町駅出口4bより徒歩5分

東京メトロ半蔵門線
 水天宮前駅出口2より徒歩7分